

## 民家防音工事助成金交付要綱に係る実施要領

### (総則)

第1条 この要領は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める外、民家防音工事助成金交付事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事務の流れ)

第2条 基本的な事務の流れは、別紙1によるものとする。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、民家防音工事を実施する住宅に居住する者であつて、住民票によるほか生活実態等を勘案のうえ確認する。

- 2 改築済住宅防音工事、拡充工事及び内窓設置工事にあつては、同一の者が2度以上にわたり助成対象者となることを認めない。ただし、拡充工事及び内窓設置工事について、第14条の規定により残存価格を返還した場合は、この限りではない。
- 3 告示日後住宅防音工事、空気調和機器追加工事、後継者住宅防音工事及び隣接区域住宅防音工事にあつては、同一の者が各工事の本体工事又は空調工事において2度以上にわたり助成対象者となることを認めない。ただし、併行防音工事又は更新工事の場合は、この限りではない。
- 4 後継者住宅防音工事にあつては、申請しようとする者が後継者住宅防音工事の基準日から家屋を継続して所有し、かつ、認定等の申請前1年以上居住していない場合には、助成対象者となることを認めない。ただし、成田空港会社、関係自治体又は財団による建て替え再助成の場合、又は、土地収用法第3条（収用適格事業）に該当する公共事業により家屋を解体し、第1種区域内に家屋を建築又は購入して転居した場合については、この限りではない。

### (助成の申請)

第4条 告示日後住宅防音工事又は隣接区域住宅防音工事の助成の申請に当たっては、本体工事又は空調工事に分けて申請できるものとする。

- 2 改築済住宅防音工事、告示日後住宅防音工事、空気調和機器追加工事、後継者住宅防音工事、隣接区域住宅防音工事、拡充工事及び内窓設置工事の申請は、一建物につき本体工事及び空調工事とも1回のみとする。ただし、併行防音工事又は更新工事の場合は、この限りではない。

### (工事費)

第5条 要綱第5条に規定する民家防音工事の限度額は、第3条第1項に規定する対象者の人数及び工事の種類に応じ、別表1に掲げるとおりとする。ただし、第1種区域内の1人

世帯において、同一敷地外に直系卑属2親等内の血族がいることが認められた場合は、2人世帯とみなすことができる。

- 2 空気調和機器に係る限度額は、対象機器及び工事種別に応じ、別表2に掲げるとおりとする。この場合において、対象機器及び工事種別は、次表に基づき判断するものとする。

対象機器	工事種別	判 断 基 準
冷暖房機 (屋外機の 設置型式)	一 般 型	地面、ベランダ、物干し等に設置するもの
	二 段 型	二段式架台を設置するもの
	屋 根 置 型	木造建物等の屋根等に設置するもの
	壁 取 付 型	建物の壁に設置するもの
空調換気扇	空調換気扇	空調換気扇
レンジ用 換気装置	浅 型	浅型強制排気型
	連 動 型	給気システム
	深 型	自然給気強制排気型

- 3 集合住宅に係る限度額は、居室数及び工事の種類に応じ、別表3に掲げるとおりとする。
- 4 内窓設置工事については、寝室と認められれば、原則として家族の人数分の寝室数を上限とする。
- 5 後継者住宅防音工事における世帯人数は、後継者本人とその配偶者及び子等の民法上の扶養義務の範囲内とする。

(遮音区画の取り方)

第6条 第1種区域内においては、遮音区画は住宅の外郭とすることができる。また、隣接区域内においては、原則として浴室、脱衣所、洗面所、便所、物置、倉庫等は区画から除外するものとする。

(標準と異なる冷暖房能力の機器の設置)

第7条 住宅の所有者等から設計基準に定める冷暖房機の能力と異なる能力の機器設置の希望がある場合において、この機器でも空気調和を満足できる見込みがある場合は、当該機器を設置できるものとする。

- 2 集合住宅において、複数の世帯を対象とした集中冷暖房方式等の希望がある場合は、その有効性、居住者間の合意等を確認の上、当該方式にすることができる。ただし、助成金の交付額算定に当たっては、通常の方式との比較を行い、助成金に係る部分を明らかにしておくものとする。

(部位省略)

第8条 防音工事について、別紙2「防音判定基準」に基づき防音工事の省略（以下「部位

省略」という。)が可能な住宅にあつては、部位省略を行うことができる。ただし、部位省略が設計図書等の資料もなく外見からは判定が困難な場合には、遮音性能のランクを下げて運用を行うこととする。

- 2 住宅の所有者等が、遮音区画又は空気調和機器等の一部省略をしようとする場合は、理事長に民家防音工事省略届(別紙4)を提出しなければならない。

(民家防音工事に伴う補修)

第9条 防音建具、換気扇、冷暖房機の設置等に伴う外壁及び内壁の補修については、当該工事を実施する壁面等必要な範囲で、仕上げ材により補修するものとする。

(助成対象者の選定方針)

第10条 助成対象者の選定に当たっては、老人、病人その他特に静穏な居住環境を必要とする者がいる世帯を、優先的に選定するものとする。

(委託契約)

第11条 要綱第6条の認定を受けた者は、民家防音工事に係る設計監理業者を選定し、別紙5により委託契約を結ぶものとする。ただし、次の各号に掲げる工事を行うときはこの限りではない。

- (1) 空気調和機器追加工事
- (2) 隣接区域住宅防音工事のうちガラス交換工事を実施するとき
- (3) 民家防音工事のうち空調工事のみを実施するとき
- (4) 防音サッシ本体交換工事

(工事請負契約)

第12条 要綱第8条の交付の決定を受けた者は、民家防音工事に係る工事請負業者を選定し、別紙6により工事請負契約を結ぶものとする。ただし、前条各号に掲げる工事にあつては別紙7により工事請負契約を結ぶものとする。

(助成金給付申請)

第13条 要綱第16条に規定する助成金給付申請書の提出に当たっては、当該申請書に委任状(別紙8)及び送金依頼書(別紙9)を添付するものとする。

- 2 前項の送金依頼書により指定する振込指定金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。
- 3 送金依頼書に記載された振込指定金融機関の預金口座に誤りがあり、その誤りを起因として発生した手数料等は、送金依頼者が負担するものとする。

(拡充工事及び内窓設置工事に係る助成金残存額の返還)

第14条 拡充工事及び内窓設置工事の助成事業者(助成を受けた者)が、当該工事の完成

検査日から10年以内に、成田空港会社、関係自治体又は財団による建替え時の再助成を受ける場合は、当該工事に係る助成金の内、外壁工事、内壁工事、天井工事及び内窓の残存価格を返還するものとする。

- (1) 残存価格は、当該工事の完成検査日から10年を耐用年数として、定額法により算出する。
- (2) 火災等により住宅が滅失した場合はこの限りではない。

(延滞金)

第15条 拡充工事の助成事業者は、前条の規定により残存額の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(集合住宅)

第16条 集合住宅の申請は、入居率が80%以上あって、各室の居住者の同意を得た当該住宅を代表する者（賃貸住宅にあっては所有者、分譲住宅又は賃貸並びに分譲が混在する場合は、当該住宅を代表する管理組合等）が当該集合住宅の防音工事を一括して申請するものとする。

- 2 当該集合住宅の空室は、防音工事の効率的施工上、やむを得ない場合は、当該空室部分に係わる部分についても、防音工事を実施するものとする。

(火災等の特例)

第17条 成田空港会社、関係自治体又は財団による防音工事実施済の住宅が、火災等により滅失し、又は著しく損壊したときは、当該住宅の減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1の構造ごとの住宅の耐用年数を経過していない場合及び防音工事から10年を経過していない場合にあっても、当該年数が経過したものとして取り扱う。ただし、火災の原因が助成対象者の故意又は重過失の場合はこの限りではない。

附則

この要領は、平成9年11月6日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成11年8月18日から施行し、同年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月21日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

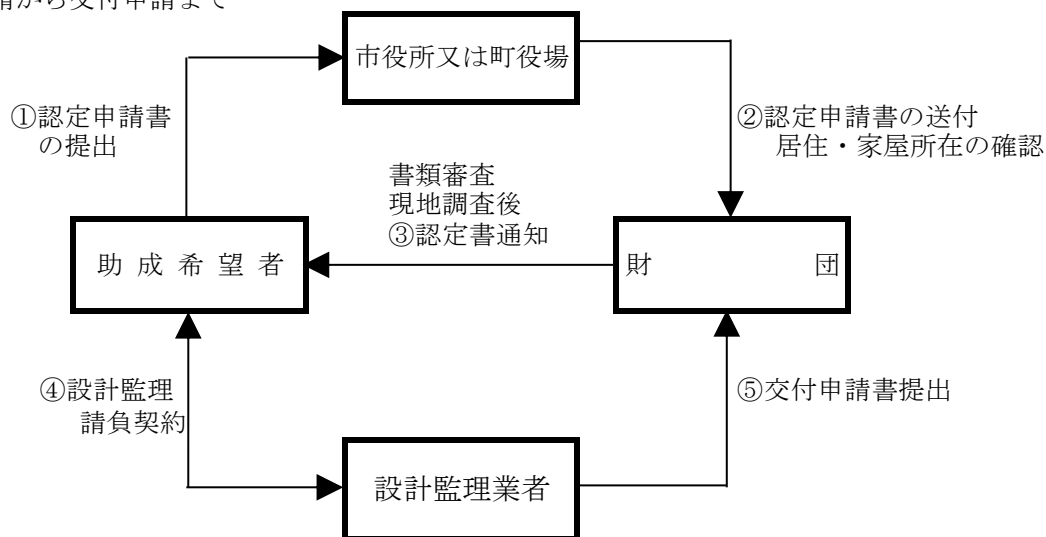
附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

1. 改築済住宅防音工事、告示日後住宅防音工事、後継者住宅防音工事、隣接区域住宅防音工事（アルミサッシ化工事）、拡充工事及び内窓設置工事

◎認定申請から交付申請まで

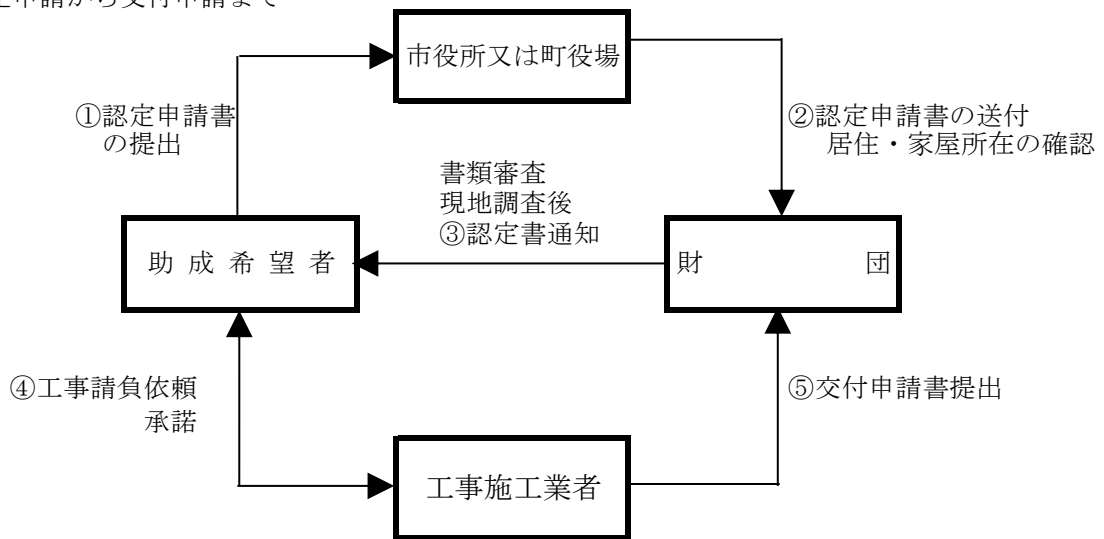


◎交付決定から支払いまで

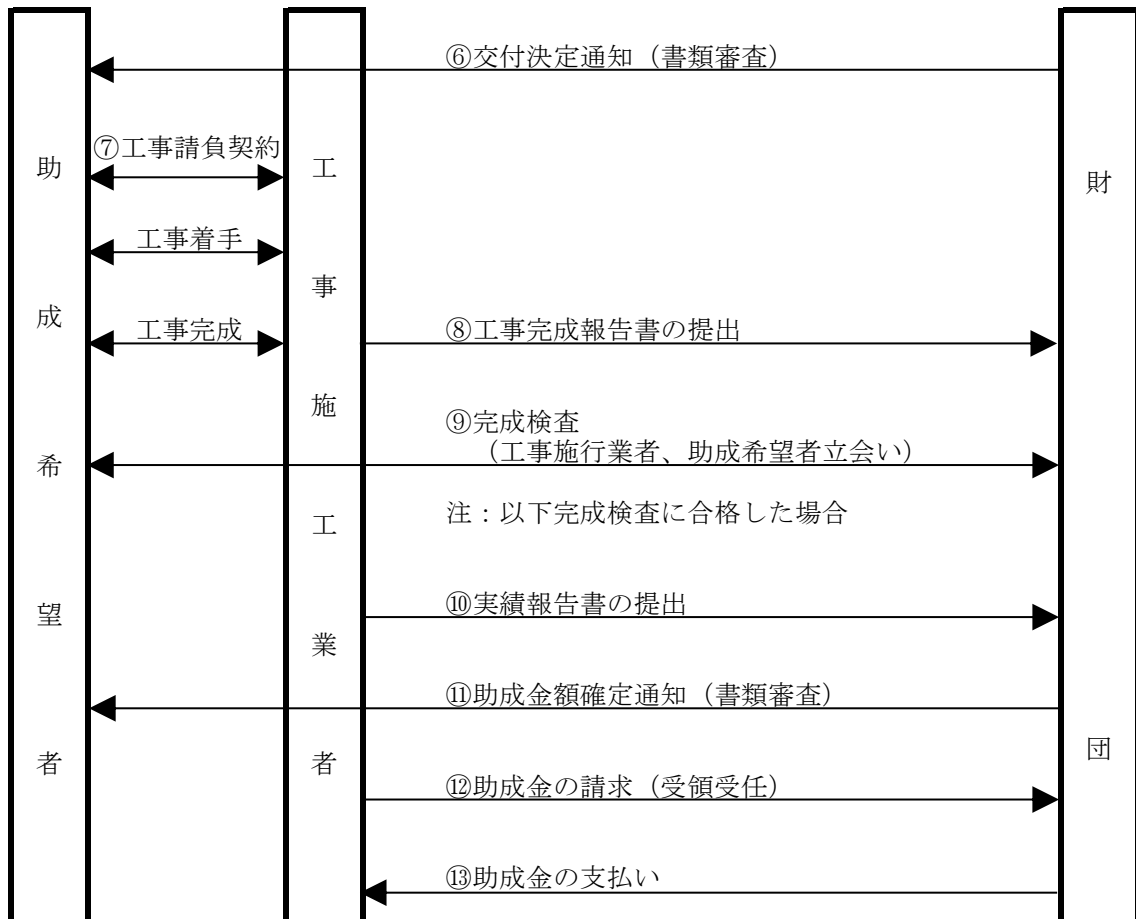


2. 空気調和機器追加工事、隣接区域住宅防音工事（ガラス交換工事）及び更新工事等の空気調和機器を設置する工事

◎認定申請から交付申請まで



◎交付決定から支払いまで





別紙2 防音判定基準（第8条関係）

1 非工業化住宅：木造系

窓性能ランク	外壁性能	B-2工法	B-2'工法	C-2工法
T-1等級 性能以上	43dB以上	I'	—	—
	38~42dB	II	II'	—
	33~37dB	II	II'	—
	32dB以下	III	IV	—
T-1等級 性能未満	43dB以上	I'	—	I
	38~42dB	II	II'	I
	33~37dB	II	II'	I
	32dB以下	III	IV	I

2 非工業化住宅：鉄筋コンクリート系

窓性能ランク	B-2工法	C-2工法
T-1等級性能以上	I'	—
T-1等級性能未満	I'	I

表中の防音工事レベルの内容は、以下のとおりである。

- ：B-2'工法については防音措置が必要ない  
C-2工法については防音措置が必要なく、空気調和機器設置工事のみ
- I：防音サッシ（T-1）に取り替え
- I'：防音サッシ（T-2）に取り替え
- II：防音サッシ（I'に準ずる）に取り替え及び一重天井（吸音材25mm  
グラスウール）＋石膏ボード 9mm
- II'：一重天井（吸音材25mmグラスウール）＋石膏ボード 9mm  
又は、一重天井（吸音材25mmグラスウール）＋化粧合板 6mm
- III：B-2工法については、II及び外壁遮音性能33dB以上
- IV：B-2'工法については、II'及び外壁遮音性能33dB以上

ただし、防音工事レベル内容において示したサッシの等級のT-1及びT-2については、JIS A 4706-1996に規定する音響透過損失の基準を満足しなければならない。  
外壁性能は、別紙3外壁性能判定データによる。

3 工業化住宅：木質系及びコンクリート系

工業化住宅については、非工業化住宅の木造系の表を準用し、外壁遮音性能は、次のとおりとする。

- 43dB以上 D-45以上
- 38~42dB D-40
- 33~37dB D-35
- 32dB以下 D-30以下

別表1 (第5条関係)

改築済住宅防音工事

(本体工事費に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2工法	3,500	5,800	7,300	8,800
C-2工法	1,800	3,000	3,900	4,800

注1：世帯人数は、成田国際空港住宅騒音防止工事補助金交付規則に基づき、補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

告示日後住宅防音工事

(本体工事費に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2工法	3,500	5,800	7,300	8,800
C-2工法	1,800	3,000	3,900	4,800

注1：空気調和機器工事については、別表2を準用する。

注2：併行防音工事については、後継者住宅防音工事の限度額を準用する。

後継者住宅防音工事

(本体工事費に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2工法	2,100	3,100	4,200	5,300
C-2工法(特殊)	1,400	2,100	2,800	3,500
C-2工法(市販)	900	1,300	1,700	2,000

注1：空気調和機器工事については、別表2を準用する。

注2：併行防音工事についても、この限度額とする。

注3：市販サッシのみ使用した場合は、C-2工法(市販)を適用する。

隣接区域住宅防音工事

(本体工事費に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
アルミサッシ化工事	1,500	2,300	3,100	4,000
ガラス交換工事	220	310	400	490

注1：空気調和機器工事については、別表2を準用する。

注2：併行防音工事については、ガラス交換工事の限度額とする。

注3：世帯人数は、成田空港会社、関係市町及び共生財団の助成による防音工事を行い、補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

拡充工事

(本体工事費に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2'工法	1,600	1,800	2,100	2,400

注1：世帯人数は、成田空港会社、関係市町及び共生財団の助成による防音工事を行い補助金交付を受けた際の人数を最低適用人数とする。

内窓設置工事

(壁天井の補完に係る限度額)

単位：千円

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2' 工法	800	900	1,050	1,200

注1：世帯人数は、内窓工事申請時の人数とする。

(内窓設置費用助成額)

単位：千円

区 分	横×縦 (mm)	限度額		
		フロートガラス	和紙風硝子	
引違い窓	2枚建て	1,500×1,000	109	126
		2,000×2,000	205	251
		3,000×2,450	279	365
	2枚建て格子	1,500×1,000	120	148
		2,000×2,000	221	268
		3,000×2,450	305	391
	3枚建て	3,000×1,000	174	210
		4,000×2,000	340	434
		5,000×2,450	429	574
	3枚建て格子	3,000×1,000	193	227
		4,000×2,000	357	451
		5,000×2,450	448	592
	4枚建て	3,000×1,000	174	210
		4,000×2,000	354	448
		5,000×2,450	466	610
	4枚建て格子	3,000×1,000	196	230
		4,000×2,000	390	485
		5,000×2,450	503	733
	FIX窓	1,000×1,000	66	79
		1,500×2,000	113	149
		2,000×2,450	140	198
	開き窓	600×1,000	65	72
		800×1,560	84	99
	テラスドア	700×1,200	107	117
700×1,900		158	173	
900×2,200		171	194	
ガラス戸	900×1,800	149	167	
ぶすま	900×900	95		
	900×1,800	140		
ぶすま (額入)	900×900	97		
	900×1,800	144		
欄間等	1,800×500	29		

注1：上記の限度額は、内窓設置に要する1箇所当たりの額として計算する。

注2：上記に定めた規格以上の内窓については、その内窓の区分の最大値を限度額とする。

別表2 (第5条関係)

空気調和機器追加工事

(1) 冷暖房機に係る限度額

単位：円／台

区 分	設 置 す る 居 室 の 規 模			
	6 畳以下	6 畳を超え 8 畳未満	8 畳以上 10 畳未満	10 畳以上
限 度 額	135,100	143,800	154,100	187,600

注1：所有者等が更新工事の前に冷暖房機を撤去した場合は、限度額から10,400円を減額する。

(2) 冷暖房機の付帯工事に係る限度額

単位：円／台

配管延長	2 mまで	4 mまで	6 mまで
	9,100	18,100	27,200
室外機設置	壁掛型	屋根置型	二段置型
	16,500	16,800	22,000
高所工事	139,300円		

(3) 空調換気扇、レンジ用換気装置に係る限度額

単位：円／台

区 分		限 度 額
空調換気扇	壁掛型	53,800
レンジ用 換気装置	浅 型	65,500
	深 型 (自然給気強制排気型)	115,400

注1：所有者等が更新工事の前に空調換気扇を撤去した場合は限度額から4,900円を、レンジ用換気装置を撤去した場合は限度額から6,100円を減額する。

(4) 電気設備工事費に係る限度額

幹線工事：117,300円

屋内配線工事

冷暖房機：14,100円

換気扇：10,100円

## (5) 空気調和機器の移設工事に係る限度額

単位：千円／世帯

工法区分	限 度 額			
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
B-2工法	202	316	354	380
C-2工法	139	215	253	266
C-3工法	139	215	253	266

## 別表3 (第5条関係)

## 集合住宅に係る限度額

単位：千円

工法区分	限 度 額				
	2室以下	3室	4室	5室以上	
B-2工法	3,500	5,800	7,300	8,800	
C-2工法	1,800	3,000	3,900	4,800	
C-3 工法	アルミサッシ化	1,500	2,300	3,100	4,000
	ガラス交換	220	310	400	490

外壁性能判定データ (内外面工法別)

1. 外壁	建築構造 外 面                      内 面	面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
凡例 各データの先頭番号 1 : 43dB 以上                      2 : 42 ~ 38dB 以上 3 : 37 ~ 33dB 以上                4 : 32dB 以下 記号 AS(空気層厚さ) GW : グラスウール RW : ロックウール				
内外面湿式				
1	コンクリート 180t + 両面フラスター塗 13t	440	53	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(100) + ラスボート* 7t + フラスター 13t (千鳥間柱)		52	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(65) + ラスボート* 7t + フラスター 13t (真壁造)		48	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(100) + ラスボート* 7t + フラスター 13t (大壁造)		47	
1	モルタル 20t + ラスボート* 7t + AS(100) + ラスボート* 7t + フラスター 13t		47	
1	重量コンクリートブロック 150t + 両面モルタル塗		45	
1	コンクリートブロック B 種 150t + 両面モルタル塗 25t	180	45	
1	コンクリートブロック 150t + 両面モルタル塗		44	
1	コンクリート 120t + 両面モルタル塗 20t		44	
2	軽量コンクリートブロック 100t + 両面油性塗料	160	41	
2	軽量コンクリートブロック 100t + 両面フラスター塗 15t		41	
2	土壁 150t 以上			D-40
2	コンクリートブロック B 種 150t + 両面オイルペイント吹付		40	
2	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 15t	121	40	
2	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 15t	115	39	
3	ラスモルタル 20t + 合板 9t + 吸音材 50t(24k) + ラスボート* 7t + モルタル 15t + 京壁 (真壁造)			D-35
3	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 6t	81	35	
4	気泡コンクリート 75t + 両面 SM フラスター塗モルタル塗 6t		31	

1. 外壁	建 築 構 造 外 面 内 面	面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
外面湿式 内面乾式				
1	モルタル 15t + 発砲コンクリート 100t + GW40t (25k) + 石膏ボード 9t		47	
2	モルタル 10t + 木片セメント板 50t		40	
3	ワイヤラス下地モルタル 20t + AS (100) + 合板 3t		36	
3	ラスモルタル 20t + 合板 9t + AS (40) + GW50t (24k) + 石膏ボード 9t			D-35
3	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS (100) + 合板 3t		35	
3	モルタル 20t + ラスボード 7t + AS (100) + 合板 3t		34	
4	ラスモルタル 20t + 木ずり 7t + AS (40) + GW50t (24k) + 石膏ボード 9t			D-25
外面乾式 内面湿式				
1	小波スレート 6.3t + AS (100) + 木毛セメント板 25t + モルタル 25t		46	
1	小波スレート 6.3t + AS (50) + GW50t (32k) + モルタル 30t		44	
1	縁甲板 12t + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t (千鳥間柱)		44	
1	波型亜鉛鉄板 #30 + AS (50) + GW50t (32k) + モルタル 30t		43	
1	フレキシブル板 4t + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t		43	
2	フレキシブル板 4t + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t		42	
2	下見板 7t + GW25t + ラスボード 7t + プラスター 13t		40	
2	縁甲板 12t + GW25t + AS (75) + ラスボード 7t + プラスター 13t		39	
2	縁甲板 12t + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t		38	
2	波型亜鉛鉄板 #30 + GW25t + ラスボード 7t + プラスター 13t		38	
3	下見板 7t + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t		36	
3	サイディング 11 ~ 14t + 合板 9t + 吸音材 50t (24k) + ラスボード 7t + モルタル 15t (真壁)			D-35
3	波型亜鉛鉄板 #30 + AS (100) + ラスボード 7t + プラスター 13t		34	
4	サイディング 11 ~ 14t + 吸音材 50t (24k) + ラスボード 7t + モルタル 15t 京塗壁 (真壁)			D-30

1. 外壁	建 築 構 造		面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
	外 面	内 面			
外面乾式 内面乾式					
1	コンクリートPC板 100t + 軽鉄スラット 50t (@450) + 石膏ボード 12t			52	
1	コンクリートPC板 100t + GLボード 45t + 石膏ボード 12t			51	
1	コンクリートPC板 150t $\rho=2.4$		360	50	
1	軽量コンクリートPC板 150t $\rho=1.7$		250	49	
1	コンクリートPC板 100t $\rho=2.4$		240	48	
1	ALC板 100t + RW30t + 石膏ボード 12t + フレキシブル板 6.3t (木造胴縁@450)		74	45	
1	サイディング 6t + 軽鉄 [-100 × 50 × 20 × 2.3] + フレキシブル板 6t		23	44	
1	縦サイディング 11t + AS(40) + GW50t(32k) + 石膏ボード 9t		22.1	43	
2	小波スレート 6.3t + GW50t + AS(50) + フレキシブル板 6t			40	
2	ALC板 100t + AS(40) + 石膏ボード 9t			39	
2	横サイディング 13t + AS(40) + GW50t(32k) + 石膏ボード 9t		28.7	38	
3	縦羽目板 7t + AS(15) + GW50t + AS(15) + 石膏ボード 9t + 合板 3t			36	
3	サイディング 11 ~ 14t + AS(40) + 吸音材 50t(24k) + 石膏ボード 12t				D-35
3	サイディング 11 ~ 14t + 合板 9t + AS(40) + 吸音材 50t(24k) + 石膏ボード 12t				D-35
3	縁甲板 12t + GW25t + AS(75) + 合板 3t			34	
3	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + フレキシブル板 4t			33	
3	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 石膏ボード 9t			33	
4	小波スレート 6.3t + AS(100) + 積層板 30t			32	
4	フレキシブル板 4t + AS(100) + 合板 3t			31	
4	フレキシブル板 + AS(100) + 合板 3t			30	
4	ALC板 100t		55	29	
4	小波スレート 6.3t + GW25t(32k) + AS(75) + 木毛セメント板 25t			28	
4	コンクリートブロック B種 150t + 両面素面			28	
4	ALC板 100t		50	28	
4	軽量コンクリートブロック 仕上なし		160	27	
4	縁甲板 12t + AS(100) + 合板 3t			26	
4	波型亜鉛鉄板 #30 + GW25t + AS(75) + 合板 3t			24	
4	縦羽目板 7t + AS(75) + 石膏ボード 9t + 合板 3t			24	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 木片セメント板 50t			23	
4	小波スレート 6.3t + AS(100) + 木毛セメント板 25t			22	
4	下見板 7t + AS(100) + 合板 3t			19	
4	波型亜鉛鉄板 #30 + AS(100) + 合板 3t			17	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 木片セメント板 25t			17	



工業化住宅 中空二重壁	建 築 構 造 外 面 内 面	壁 厚 (mm)	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
	フレキシブル板 6t + AS (14) + GW70t + ラワン合板 4t + AS (40) + 胴縁 + ラワン合板 5t クロス仕上	130		D-40
	カーベストシングル 4.5t + コンクリート板 12t + GW + AS + ラワン合板 4t クロス仕上	115.5		D-35
	硬質木片セメント板 12t + GW90t + ラワン合板 2.7t + 石膏ボード 9t クロス仕上	113.7		D-35
	リシン吹付 2t + PC 板 120t + 発砲スチロール 20t + ラワン合板 4t	146		D-35
	フレキシブル板 6t + AS (34) + GW50t + ラワン合板 4t + 石膏ボード 9t + プリント合板 4t	107		D-35
	フレキシブル板 6.3t + GW25t + AS (40) + ラワン合板 4t クロス仕上	99.3		D-30
	硬質木片セメント板 12t + 合板 5.5t + GW25t + AS (59.5) + ラスボード 7t + じゅらく壁	109		D-30
	フレキシブル板 5t + 合板 3t + GW25t + AS (50) + 合板 5t クロス仕上	86		D-30
	リシン吹付フレキシブル板 3t + 合板 5t + AS (61.8) + GW25t + 合板 5t + ビニールクロス仕上	100		D-30
	モルタル 15t + 合板 5.5t + Fボリスチレン 25t + AS (35) + 合板 4t	84.5		D-30
	硬質木片セメント板 12t + GW50t + AS (75) + ハーティクルボード 12t	149		D-30
	フレキシブル板 6t + AS (14) + GW50t + ラワン合板 4t + AS (51) + 胴縁 + 合板 5t クロス仕上	130		D-30
	モルタル 15t + 合板 5.5t + GW50t (10k) + 胴縁 12t + 合板 2.5t + 石膏ボード 9t	104		D-30
	石綿珪酸カルシウム板 10t + GW25t (16k) + AS (55) + ラワン合板 4t	103		D-30
	リシン吹付石綿スレート 8t + GW30t + AS (30) + 石綿スレート 6t じゅらく吹付	74		D-30
	リシン吹付コンクリート板 40t + 発砲スチロール 25t + AS (95) + 胴縁 + 石膏ボード 9t	169		D-30
	コンクリート板 40t + GW50t + AS (60) + 胴縁 + 石膏ボード 9t + 繊維壁	159		D-30
	コンクリート板 40t + スタイロフォーム 20t + AS (60) + 胴縁 + プリント合板 5t	165		D-30
	コンクリート板 120t + 繊維壁 3t	123		D-30
	アクリルリシン吹付 PC 板 40t + GW20t + AS (91) + ハックン 10t + ラワン合板 4t + ビニールクロス仕上	165		D-30
	アクリルリシン吹付コンクリート板 40t + AS (120) + 胴縁 + 石膏ボード 9t + プリント合板 4t	173		D-30
	アクリルリシン吹付 PC 板 40t + 発砲スチロール 25t + AS (55) + 下地枠 25t + プリント合板 4t	149		D-30
	PC 板 40t + GW50t + AS (30) + 胴縁 + ラスボード 9t + じゅらく 10t	169		D-30
	アクリルリシン吹付 PC 板 40t + 発砲スチロール 80t + AS (55) + 下地枠 + ラスボード 7t + プラスター 11t + 繊維壁 2t	165		D-30
	石綿スレート 4t + 石膏ボード 12t + AS (74) + GW75t + 石膏ボード 9t	137		D-30
	アクリルリシン吹付 PC 板 50t + AS (70) + GW25t + 下地枠 + 石膏ボード 9t + 繊維壁 18t	187		D-30
	フレキシブル板 3.2t + ラワン合板 2.7t + GW25t + AS (45.1) + ラワン合板 4t + 合板 4t	84		D-30 <sup>*</sup>
	リシン吹付 PC 板 40t + ウレタンフォーム 20t + AS (60) + 合板 4t	155		D-30 <sup>**</sup>
	フレキシブル板 6t + Fボリスチレン 18t + AS (54) + 合板 4t クロス貼り	82		D-30 <sup>**</sup>
	化粧石綿スレート 6t + GW50t + AS (15) + ラワン合板 4t + 化粧合板 4t	79		D-30 <sup>**</sup>
	リシン吹付フレキシブル板 3t + 合板 5t + GW25t + AS (52) + 合板 5t	90		D-30 <sup>**</sup>
	硬質木片セメント板 12t + 合板 5.5t + GW25t + AS (59.5) + 合板 4t	106		D-30 <sup>**</sup>
	フレキシブル板 + 合板 9t + GW50t (40k) + 石膏ボード 9t	87		D-25

外壁性能判定データ (遮音性能ランク別)

外壁ランク	建 築 構 造 外 面 内 面	面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	整体遮音 等級性能
	<p>凡例 各データの先頭番号</p> <p>1 : 内外面湿式      2 : 外面湿式内面乾式</p> <p>3 : 外面乾式内面湿式   4 : 内外面乾式</p> <p>記号 AS(空気層厚さ)</p> <p>GW : グラスウール</p> <p>RW : ロックウール</p>			
43dB 以上				
1	コンクリート 180t + 両面フラスター塗 13t	440	53	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(100) + ラスボード <sup>*</sup> 7t + フラスター 13t (千鳥間柱)		52	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(65) + ラスボード <sup>*</sup> 7t + フラスター 13t (真壁造)		48	
1	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(100) + ラスボード <sup>*</sup> 7t + フラスター 13t (大壁造)		47	
1	モルタル 20t + ラスボード <sup>*</sup> 7t + AS(100) + ラスボード <sup>*</sup> 7t + フラスター 13t		47	
1	重量コンクリートブロック 150t + 両面モルタル塗		45	
1	コンクリートブロック B 種 150t + 両面モルタル塗 25t	180	45	
1	コンクリートブロック 150t + 両面モルタル塗		44	
1	コンクリート 120t + 両面モルタル塗 20t		44	
2	モルタル 15t + 発砲コンクリート 100t + GW40t(25k) + 石膏ボード <sup>*</sup> 9t		47	
3	小波スレート 6.3t + AS(100) + 木毛セメント板 25t + モルタル 25t		46	
3	小波スレート + AS(50) + GW50t(32k) + モルタル 30t		44	
3	縁甲板 12t + AS(100) + ラスボード <sup>*</sup> 7t + フラスター 13t (千鳥間柱)		44	
3	波型亜鉛鉄板 #30 + AS(50) + GW50t(32k) + モルタル 30t		43	
3	フレキシブル板 4t + AS(100) + フラスターボード <sup>*</sup> 7t + 下地フラスター 13t		43	
4	コンクリート PC 板 100t + 軽鉄スラット <sup>*</sup> 50t(@450) + 石膏ボード <sup>*</sup> 12t		52	
4	コンクリート PC 板 100t + GLボード <sup>*</sup> 45t + 石膏ボード <sup>*</sup> 12t		51	
4	コンクリート PC 板 150t $\rho=2.4$	360	50	
4	軽量コンクリート PC 板 150t $\rho=1.7$	250	49	
4	コンクリート PC 板 100t $\rho=2.4$	240	48	
4	ALC 板 100t + RW30t + 石膏ボード <sup>*</sup> 12t + フレキシブル板 6.3t (木造胴縁 @450)	74	45	
4	サイディング <sup>*</sup> 6t + 軽鉄下地 [-100 × 50 × 20 × 23] + フレキシブル板 6t	23	44	
4	縦サイディング <sup>*</sup> 11t + AS(40) + GW50t(32k) + 石膏ボード <sup>*</sup> 9t	22.1	43	

外壁ランク	建 築 構 造 外 面 内 面	面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
42dB 以下 38dB 以上				
1	軽量コンクリートブロック 100t + 両面油性塗料	160	41	D-40
1	軽量コンクリートブロック 100t + 両面フラスター塗 15t		41	
1	土壁 150t 以上			
1	コンクリートブロック B 種 150t + 両面オイルヘア吹付		40	
1	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 15t	121	40	
1	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 15t	115	39	
2	モルタル 10t + 木片セメント板 50t		40	
3	フレキシブル板 4t + AS(100) + ラスボート 7t + フラスター 13t		42	
3	下見板 7t + GW25t + ラスボート 7t + フラスター 13t		40	
3	縁甲板 12t + GW25t + AS(75) + ラスボート 7t + フラスター 13t		39	
3	縁甲板 12t + AS(100) + ラスボート 7t + フラスター 13t		38	
3	波型亜鉛鉄板 #30 + GW25t + ラスボート 7t + フラスター 13t		38	
4	小波スレート 6.3t + GW50t + AS(50) + フレキシブル板 6t		40	
4	ALC 板 100t + AS(40) + 石膏ボート 9t		39	
4	横サテイング 13t + AS(40) + GW50t(32k) + 石膏ボート 9t	28.7	38	
37dB 以下 33dB 以上				
1	ラスモルタル 20t + 合板 9t + 吸音材 50t(24k) + ラスボート 7t + モルタル 15t + 京壁 (真壁造)			D-35
1	ALC 板 100t + 両面モルタル塗 6t	81	35	D-35
2	ワイヤラス下地モルタル 20t + AS(100) + 合板 3t		36	
2	ラスモルタル 20t + 合板 9t + AS(40) + GW50t(24k) + 石膏ボート 9t			
2	モルタル 20t + ワイヤラス + 下地板 12t + AS(100) + 合板 3t		35	
2	モルタル 20t + ラスボート 7t + AS(100) + 合板 3t		34	
3	下見板 7t + AS(100) + ラスボート 7t + フラスター 13t		36	
3	サテイング 11 ~ 14t + 合板 9t + 吸音材 50t(24k) + ラスボート 7t + モルタル 15t (真壁)			
3	波型亜鉛鉄板 #30 + AS(100) + ラスボート 7t + フラスター 13t		34	
4	縦羽目板 7t + AS(15) + GW50t + AS(15) + 石膏ボート 9t + 合板 3t		36	
4	サテイング 11 ~ 14t + AS(40) + 吸音材 50t(24k) + 石膏ボート 12t			
4	サテイング 11 ~ 14t + 合板 9t + AS(40) + 吸音材 50t(24k) + 石膏ボート 12t			
4	縁甲板 12t + GW25t + AS(75) + 合板 3t		34	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + フレキシブル板 4t		33	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 石膏ボート 9t		33	

外壁ランク	建 築 構 造 外 面 内 面	面密度 (kg/m <sup>2</sup> )	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
32dB 以下				
1	気泡コンクリート 75t + 両面 SM <sup>7</sup> ラスター塗モルタル塗 6t		31	
2	ラスモルタル 20t + 木ずり 7t + AS(40) + GW50t(24k) + 石膏ボード <sup>9</sup> 9t			D-25
3	サイディング <sup>11</sup> ~ 14t + 吸音材 50t(24k) + ラスボード <sup>7</sup> 7t + モルタル 15t 京壁塗 (真壁)			D-30
4	小波スレート 6.3t + AS(100) + 積層板 30t		32	
4	フクシマ <sup>7</sup> 板 4t + AS(100) + 合板 3t		31	
4	フクシマ <sup>7</sup> 板 + AS(100) + 合板 3t		30	
4	ALC 板 100t	55	29	
4	小波スレート 6.3t + GW25t(32k) + AS(75) + 木毛セメント板 25t		28	
4	コンクリートブロック B 種 150t + 両面素面		28	
4	ALC 板 100t	50	28	
4	軽量コンクリートブロック 仕上なし	160	27	
4	緑甲板 12t + AS(100) + 合板 3t		26	
4	波型亜鉛鉄板 #30 + GW25t + AS(75) + 合板 3t		24	
4	縦羽目板 7t + AS(75) + 石膏ボード <sup>9</sup> 9t + 合板 3t		24	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 木片セメント板 50t		23	
4	小波スレート 6.3t + AS(100) + 木毛セメント板 25t		22	
4	下見板 7t + AS(100) + 合板 3t		19	
4	波型亜鉛鉄板 #30 + AS(100) + 合板 3t		17	
4	アルミ中角波板 0.8t + GW25t(32k) + AS(75) + 木毛セメント板 25t		17	

工業化住宅 中空二重壁	建 築 構 造 外 面 内 面	壁 厚 (mm)	500Hz の 透過損失値	壁体遮音 等級性能
	フレキシブル板 6t + AS(14) + GW70t + ラワン合板 4t + AS(40) + 胴縁 + ラワン合板 5t クロス仕上	130		D-40
	ガラベアストンボード 4.5t + コンクリート板 12t + GW + AS + ラワン合板 4t クロス仕上	115.5		D-35
	硬質木片セメント板 12t + GW90t + ラワン合板 2.7t + 石膏ボード 9t クロス仕上	113.7		D-35
	珪藻吹付 2t + PC 板 120t + 発砲スチロール 20t + ラワン合板 4t	146		D-35
	フレキシブル板 6t + AS(34) + GW50t + ラワン合板 4t + 石膏ボード 9t + プリント合板 4t	107		D-35
	フレキシブル板 6.3t + GW25t + AS(40) + ラワン合板 4t クロス仕上	99.3		D-30
	硬質木片セメント板 12t + 合板 5.5t + GW25t + AS(59.5) + ラスボード 7t + じゅらく壁	109		D-30
	フレキシブル板 5t + 合板 3t + GW25t + AS(50) + 合板 5t クロス仕上	86		D-30
	珪藻吹付フレキシブル板 3t + 合板 5t + AS(61.8) + GW25t + 合板 5t + ビニールクロス仕上	100		D-30
	モルタル 15t + 合板 5.5t + Fボード 18枚 25t + AS(35) + 合板 4t	84.5		D-30
	硬質木片セメント板 12t + GW50t + AS(75) + ハードティクルボード 12t	149		D-30
	フレキシブル板 6t + AS(14) + GW50t + ラワン合板 4t + AS(51) + 胴縁 + 合板 5t クロス仕上	130		D-30
	モルタル 15t + 合板 5.5t + GW50t(10k) + 胴縁 12t + 合板 2.5t + 石膏ボード 9t	104		D-30
	石綿珪酸カルシウム板 10t + GW25t(16k) + AS(55) + ラワン合板 4t	103		D-30
	珪藻吹付石綿スレート 8t + GW30t + AS(30) + 石綿スレート 6t じゅらく吹付	74		D-30
	珪藻吹付コンクリート板 40t + 発砲スチロール 25t + AS(95) + 胴縁 + 石膏ボード 9t	169		D-30
	コンクリート板 40t + GW50t + AS(60) + 胴縁 + 石膏ボード 9t + 繊維壁	159		D-30
	コンクリート板 40t + スタイロフォーム 20t + AS(60) + 胴縁 + プリント合板 5t	165		D-30
	コンクリート板 120t + 繊維壁 3t	123		D-30
	アクリル珪藻吹付 PC 板 40t + GW20t + AS(91) + ハックキ 10t + ラワン合板 4t + ビニールクロス仕上	165		D-30
	アクリル珪藻吹付コンクリート板 40t + AS(120) + 胴縁 + 石膏ボード 9t + プリント合板 4t	173		D-30
	アクリル珪藻吹付 PC 板 40t + 発砲スチロール 25t + AS(55) + 下地枠 25t + プリント合板 4t	149		D-30
	PC 板 40t + GW50t + AS(30) + 胴縁 + ラスボード 9t + じゅらく 10t	169		D-30
	アクリル珪藻吹付 PC 板 40t + 発砲スチロール 80t + AS(55) + 下地枠 + ラスボード 7t + プラスター 11t + 繊維壁 2t	165		D-30
	石綿スレート 4t + 石膏ボード 12t + AS(74) + GW75t + 石膏ボード 9t	137		D-30
	アクリル珪藻吹付 PC 板 50t + AS(70) + GW25t + 下地枠 + 石膏ボード 9t + 繊維壁 18t	187		D-30
	フレキシブル板 3.2t + ラワン合板 2.7t + GW25t + AS(45.1) + ラワン合板 4t + 合板 4t	84		D-30'
	珪藻吹付 PC 板 40t + スタイロフォーム 20t + AS(60) + 合板 4t	155		D-30''
	フレキシブル板 6t + Fボード 18枚 18t + AS(54) + 合板 4t クロス貼り	82		D-30''
	化粧石綿スレート 6t + GW50t + AS(15) + ラワン合板 4t + 化粧合板 4t	79		D-30''
	珪藻吹付フレキシブル板 3t + 合板 5t + GW25t + AS(52) + 合板 5t	90		D-30''
	硬質木片セメント板 12t + 合板 5.5t + GW25t + AS(59.5) + 合板 4t	106		D-30''
	フレキシブル板 + 合板 9t + GW50t(40k) + 石膏ボード 9t	87		D-25

別紙4

民家防音工事の省略に関する申出書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団  
理事長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

居住者 住 所  
氏 名 印

民家防音工事の実施に当たっては、助成金交付申請書に添付する設計書及び実施仕様書のとおり実施することとし、下記工事の省略をしたいので申請いたします。

なお、本申請により省略した工事につきましては、今後の事情の変更により民家防音工事が必要となったときは、当方において措置することを申し添えます。

記

1 本体工事 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 空調工事 冷暖房機 台  
換気扇 台

## 委 託 契 約 書

委 託 業 務 の 名 称

\_\_\_\_\_ 邸 \_\_\_\_\_ 工事 設計監理業務

履行期間 契約締結の日より助成金に関する業務完了の日まで

委託料 金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし委託料は業務完了時の確定額により精算する。

うち取引に係る消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び地方税法第 72 条の 77、第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。

頭書業務について「 \_\_\_\_\_ 」を甲として、受託者「 \_\_\_\_\_ 」を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、別冊仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 3 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第 4 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

- 第6条 乙は、その責に帰すことのできない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対し遅滞なく、その事由を明示して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が、甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

- 第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

- 第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(違約金)

- 第10条 乙の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、乙は、



業務委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約書に定めていない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

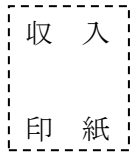
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（注 文 者） 住 所  
氏 名 印

乙（受 託 者） 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

## 工 事 請 負 契 約 書



注 文 者

(以下「甲」という。)

請 負 者

(以下「乙」という。)

設 計 監 理 者

(以下「丙」という。)

完 成 保 証 人

(以下「丁」という。)

と

して、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 邸 \_\_\_\_\_ 工事

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 工 期      着手                      年              月              日  
                 完成                      年              月              日

4. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

うち取引に係る消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び地方税法第 72 条の 77、第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（注文者） 住所  
氏名 印

乙（請負者） 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

丙（設計監理者） 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

丁（完成保証人） 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

(総 則)

第1条 甲は、乙及び丙と互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(請 負 者)

第2条 乙は、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕様書について、疑いを生じたとき又は適当でないと認めたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出、丙の指示を受け、重要なものは乙丙協議して定める。

2 乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに丙に提出して、その承認を受けなければならない。

3 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があっても、そのために請負代金額を変えない。

(契約保証人)

第3条 乙は、工事を完成することができない場合に、自己に代って自ら工事を完成することを保証する他の建設業者を工事完成保証人として立てなければならない。

2 工事完成保証人は、乙がこの契約により債務を履行しない場合において、その履行をなす責を負う。

(一括委任と一括下請負)

第4条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

(権利義務の承継等)

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(設計監理者)

第6条 丙は、甲に代わって、この契約の履行に必要な次の事務を取り扱う。

(1) 乙の提出する工程表その他仕様書に明示した書類を調査し承認すること。

(2) 実施計画に基づいて施工に必要な詳細図、原寸図、工程表によっ

て適当な時期に検査して承認すること。

- (3) 施工一般について、乙又は乙の現場代理人に指図すること。
  - (4) 工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立ち会うこと。
  - (5) 図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査を行い、引渡しに立ち会うこと。
  - (6) 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査すること。
  - (7) この工事とこれに関連する他の工事との総合調査にあたること。
- 2 丙は、甲の承諾せる代理人を定めて監理させ、又は工事現場に駐在し、丙の指図を受けてもっぱら施工を監督する現場係員をおくことができるものとし、これらの場合はあらかじめ乙に通知する。

(現場代理人)

第7条 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、丙と協議する。

(工事関係者についての異議)

- 第8条 甲は、丙の意見をきいて、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者がいるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。
- 2 乙は、丙の代理人又は現場係員の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して丙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。
- また、丙の処置が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

(乙の請求による工期の延長)

第9条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

(第三者の損害)

第 11 条 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(工事完成保証人)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、丁に対して工事を完成すべきことを請求することができる。

- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 丁は、前項の請求があったときは、第 2 条の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(火災保険)

第 13 条 乙は、工事目的物及び工事材料等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

(損害保険)

第 14 条 乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 15 条 乙は、工事が完了したときは、丙に検査を求め、丙は、遅滞なくこれに応じて、乙の立会いのもとに検査を行う。検査に合格しないときは、乙は工期内又は丙の指定する期間内にこれを補修又は改造して丙の検査を受ける。

2 乙は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、ただちに甲に書面をもって当該目的物の引渡しを行わなければならない。

3 乙は、引渡期日までに丙の指図に従って仮設物の取払いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

(請負代金の支払い)

第 16 条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに請負代金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害を賠償する。

2 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。なお、契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

- (1) 乙が正当な理由なく、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が第 5 条の規定に違反したとき。
- (4) その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責に帰し得ない工事の遅延又は中止期間が、工期の 3 分の 1 以上又は 2 月に達したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき。

2 前項の場合、乙は甲に対し、損害の賠償を求めることができる。

3 第 1 項による契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ精算する。

(かし担保)

第 19 条 乙は、引渡しの日から 2 年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし、この期間は、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他工作物等のかしによって、滅失又はき損が発生した場合については 3 年とする。

2 前項において、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、10 年とする。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあつせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあつせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

(補則)

第 21 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲乙丙丁協議のうえ定めることとする。



別紙 7

工 事 請 負 契 約 書

収 入  
印 紙

注 文 者

(以下「甲」という。)

請 負 者

(以下「乙」という。)

として、この契約書と添付の図面及び仕様書によって工事請負契約を締結します。

1. 工 事 名 \_\_\_\_\_ 邸 \_\_\_\_\_ 工事  
2. 工事場所 \_\_\_\_\_  
3. 工 期 着手 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
4. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円也  
うち取引に係る消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び地方税法第 72 条の 77、第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。

以上この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 (注 文 者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙 (請 負 者) 所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(総 則)

第1条 甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(請 負 者)

第2条 乙は、この工事の図面及び仕様書に従い、頭書の請負代金額をもって前記の期間内に工事を完了しなければならない。図面又は仕様書について、疑いを生じたとき又は適当でないと思えたときは、その部分の着手前にあらかじめ甲に申し出てその指示を受ける。

2 乙は、契約締結ののち、工事費内訳明細書、工程表及び工事概要図をすみやかに甲に提出して、その承認を受けなければならない。

3 工事費内訳明細書に、誤記、違算、脱漏等があっても、そのために請負代金額を変えない。

(一括委任と一括下請負)

第3条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

(権利義務の承継等)

第4条 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 乙は、工事目的物及び工事現場に搬入した検査済の工事材料は、これを第三者に売却し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(設計監理者)

第5条 甲は、設計監理者を定めたときは、乙に通知するものとする。当該設計監理者が甲の承諾する代理人又は現場係員をおく場合も同様とする。

2 設計監理者は、この契約書に基づく甲の権限に関し、甲から委託された権限を有する。

(現場代理人)

第6条 乙は、現場代理人をおくときは、あらかじめ甲に通知する。現場代理人は、工事現場における一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止又は就業時間などの工事現場の運営に関する重要な事項については、甲と協議する。

(工事関係者についての異議)

第7条 甲は、乙の現場代理人その他の工事関係者のうち工事の施工又は管理について著しく適当でないと認めた者があるときは、その理由を明示して乙に異議を申し立て、又はその交代を求めることができる。

2 乙は、甲の定める設計監理者が著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立てることができる。

3 乙は、甲の定める設計監理者の代理人又は現場係員が工事の監理について著しく適当でないと認めたときは、その理由を明示して甲に異議を申し立て、交代を求めることができる。

(乙の請求による工期の延長)

第8条 乙は、工事に支障を及ぼす天候の不良その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第9条 工事の完成引渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲の負担とする。

(第三者の損害)

第10条 乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(損害保険)

第11条 乙は、工事目的物及び関連する建物等について、使用管理上のものは勿論のこと、管理外の部分についても法律上賠償責任が発生するおそれがあるものについて損害保険を付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、工事が完了したときは、ただちに甲に通知し、甲の検査を受け、検査に合格しないときは、乙は工期内又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して再検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、ただちに甲に書面をもって当該目的物の引渡しを行わなければならない。

3 乙は、引渡期日までに、仮設物の取払いその他後片付けなどの処置を行わなければならない。

(請負代金の支払い)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、速やかに請負代金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく、着手期間を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) その他、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙に損害の賠償を求めることができる。工事の出来形部分については甲の所有とし、甲乙協議してこれを精算する。

(かし担保)

第15条 乙は、引渡しの日から隣接区域住宅防音工事においては2年以内、空気調和機器追加工事においては1年以内に、工事目的物のかしによって、滅失又はき損が発生したときは、そのかしを補修し又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償をしなければならない。ただし空調機等の保証期間は、そのメーカーの保証書による。

2 前項において、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合に乙が補修又は損害の賠償をしなければならない期間は、10年とする。

(紛争の解決)

第16条 この契約について紛争が生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方又は一方からあつせん、調停又は仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者平等に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあつせん又は調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

(補則)

第17条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めることとする。

委 任 状	
金 額	円也
委 任 者	住 所
	氏 名 印
私儀、上記記載の民家防音工事助成金 の 受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。	
受 任 者	住 所
	氏 名 印
年 月 日	
備 考	

別紙 9

送 金 依 頼 書

年 月 日

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

理事長 様

住所

氏名 印

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団から当方に支払われる金 円の  
民家防音工事助成金は、下記振込指定金融機関の預金口座に振込のときをもって当方  
が受領したものと認め、当方の領収書は、振込金融機関が公益財団法人成田空港周辺地  
域共生財団に発行する振込済みを証する書面をもって代えることといたします。

記

- 1 送 金 方 法 電信振込（普通）
- 2 振込指定金融機関 金融機関名 \_\_\_\_\_  
本店・支店・支所名 \_\_\_\_\_
- 3 預 金 種 別 当座預金 ・ 普通預金
- 4 口 座 番 号 \_\_\_\_\_
- 5 口 座 名 義 (フリガナ) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 預金口座指定回数 初 回 ・ 二回目以降
- 7 預金口座の変更 な し ・ あり（変更箇所： \_\_\_\_\_）  
（注1）該当箇所を○で囲むこと。  
（注2）指定する振込金融機関の預金口座は、送金依頼者につき一口座のみとする。